

飲食店への営業時間の短縮要請について

1 対象区域

重点措置を講ずるべき区域（措置区域）：15市町
（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、
北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市）

2 要請内容【特措法第31条の6第1項】

5時から20時までの時短要請
酒類の提供を行わないこと
カラオケ設備を利用自粛（飲食を主業とする店舗）

3 要請期間

令和3年8月20日（金）～9月12日（日）【24日間】

4 対象業種

飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配、テイクアウト
サービスを除く。結婚式場は飲食店と同様の扱い。）
遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許
可を受けている店舗（ネットカフェ、マンガ喫茶を除く。）

5 協力金

全期間要請に応じた場合のみ協力金を支給。
中小企業：3万円～10万円（1店舗1日あたり）
大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4（1店舗1日あたり）
（上限20万円。中小企業も選択可）

まん延防止等重点措置の公示に伴い、
以下の時短要請については、期限を8月19日（木）までに変更します。

対象区域：上記同様15市町

要請内容：5時から20時までの時短要請（酒類提供は11時から19時まで）

要請期間：令和3年8月17日（火）～8月31日（火）【15日間】

協力金：中小企業：2.5万円～7.5万円（1店舗1日あたり）

大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4（1店舗1日あたり）

（上限20万円又は1日の売上高×0.3のいずれか低い額。中小企業も選択可）